

和歌山県社会福祉施設等施設整備費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 和歌山県社会福祉施設等施設整備費補助金（以下「補助金」という。）については、社会福祉施設等の整備促進を図るため予算の範囲内で交付するものとし、その交付に関しては、和歌山県補助金等交付規則（昭和62年和歌山県規則第28号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところによる。

(用語の定義)

第2条 平成17年10月5日付け厚生労働省発社援1005003号厚生労働事務次官通知の別紙「社会福祉施設等施設整備費国庫補助金交付要綱」（以下「国庫補助金交付要綱」という。）第2第2項及び第3項に規定する「社会福祉施設等」及び「施設整備」の用語の定義は、この要綱において準用する。

(交付の対象)

第3条 補助金は、別表の①欄に定める施設の種類の応じて、②欄に定める設置根拠等により③欄に定める設置者が設置する施設（別表第6号に定める施設を除き施設の建設所在地が中核市であるものは除く。）に係る施設整備事業を交付の対象とする。

(対象外費用)

第4条 補助金は、施設整備費に係る次に掲げる費用については、補助の対象としないものとする。

- (1) 土地の買収及び整地に要する費用
- (2) 職員の宿舎に要する費用
- (3) その他施設整備費として適当と認められない費用

(交付額の算定方法)

第5条 補助金の交付額は、次により算出する。ただし、事業ごとに算出された交付額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

- (1) 創設、増築、増改築、改築、拡張、老朽民間社会福祉施設整備及び避難スペース整備については、施設ごとに次により算出された額を交付額とする。

ア 工事請負契約等を締結する単位ごとに、国庫補助金交付要綱別表1-1又は別表1-2の3欄に定める対象経費の実支出額の合計額と、総事業費から寄附金その他の収入額（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）第79条第2項に基づき事業を実施する法人（社会福祉法人、医療法人、日本赤十字社、公益社団法人、一般社団法人、公益財団法人、一般財団法人、NPO法人等。ただし、営利法人は除く。）の場合は、寄附金収入額を除く。以下同じ。）を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。

イ 国庫補助金交付要綱第2第4項の表の①欄に定める施設の種類の種類（障害福祉サービス事業と障害児通所支援事業等との多機能型事業所として整備する場合には、国庫補助金交付要綱第2第4項の表の①（3）ア、（6）イ若しくは（6）ウのいずれか1つの施設の種類の種類）ごとに、国庫補助金交付要綱別表1-1又は別表1-2の1欄に定める種目ごとに2欄により算出した基準額の合計を算出する。

ウ アにより選定された額に別表の④欄に定める県費補助率を乗じて得た額と、イにより算出した額とを比較していずれか少ない方の額の範囲内の額を交付額とする。

エ 保護施設等に地域交流スペースの整備を行うときは、地域交流スペースに係る額を除いてアからウにより算定した交付額に、次の（ア）から（ウ）のうちいずれか少ない額を加えたものを交付額とする。

（ア）地域交流スペースに係る総事業費から地域交流スペースに係る寄附金その他の収入額を控除した額

（イ）地域交流スペースに係る対象経費の実支出額

（ウ）地域交流スペースに係る基準額

a 防災拠点型以外の地域交流スペースの場合（bの場合を除く。）26,000千円（初度設備相当を併せて整備する場合は27,400千円）

b 防災拠点型以外の地域交流スペースの場合で、かつ、耐震化等整備又は南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号）第12条に基づく津波避難対策緊急事業計画に掲げる整備を行う場合36,080千円（初度設備相当を併せて整備する場合は37,480千円）

c 防災拠点型地域交流スペースの場合（dの場合を除く。）35,200千円（初度設備相当を併せて整備する場合は38,960千円）

d 防災拠点型地域交流スペースの場合で、かつ、耐震化等整備又は南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第12条に基づく津波避難対策緊急事業計画に掲げる整備を行う場合、49,790千円（初度設備相当を併せて整備する場合は53,550千円）

（2）前号以外の事業の場合については、施設ごとに次により算出するものとする。

ア 国庫補助要綱別表1-3及び別表4の1欄に定める種目ごとに、2欄に定める基準額と、3欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。

イ アにより選定された額を合算した額と、総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に、別表第1の④欄に定める県費補助率を乗じて得た額の合計額の範囲内の額を交付額とする。

2 次の表の①欄に定める区分ごとに②欄に定める対象施設の種類の種類に掲げる場合には、次のとおりとする。

（1）創設、増築、増改築、改築、拡張、老朽民間社会福祉施設整備及び避

難スペース整備の場合

前項第1号の規定の適用については、同号ウ中「別表の④欄に定める県費補助率」とあるのは、「次項の表の③欄に定める県費補助率」と読み替えて適用する。

(2) 前号以外の事業の場合

前項第2号の規定の適用については、同号イ中「別表の④欄に定める県費補助率」とあるのは、「次項の表の③欄に定める県費補助率」と読み替えて適用する。

①区 分	②対 象 施 設 類 の 種 類	③県費 補助率
ア 公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（昭和46年法律第70号）第2条に規定する公害防止対策事業として行う場合	<ul style="list-style-type: none"> ・ 児童福祉施設 	4 / 5
イ 地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（昭和55年法律第63号）第2条に規定する地震対策緊急整備事業計画に基づいて実施される事業のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設（木造施設の改築として行う場合）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 救護施設 ・ 障害者支援施設（生活介護又は自立訓練を行うものに限る。） ・ 障害児入所施設 	5 / 6
ウ 地震防災対策特別措置法（平成7年法律第111号）第2条に規定する地震防災緊急事業五箇年計画に基づいて実施される事業のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設（木造施設の改築として行う場合）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 救護施設 ・ 障害者支援施設（生活介護又は自立訓練を行うものに限る。） ・ 障害児入所施設 	5 / 6

(交付の条件)

第6条 補助金の交付には、次の条件を付するものとする。

- (1) 事業に要する経費の配分の変更をする場合には、知事の承認を受けなければならない。ただし、区分間の経費の配分の変更は、承認しないものとする。
- (2) 事業の内容のうち、次のものを変更する場合には、知事の承認を受けなければならない。
 - ア 建物の規模又は構造（施設の機能を著しく変更しない程度の軽微な変更を除く。）
 - イ 建物等の用途
 - ウ 入所定員又は利用定員
- (3) 事業を中止し、又は廃止する場合には、知事の承認を受けなければならない。
- (4) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難になった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。
- (5) 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。
- (6) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。
- (7) 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額0円の場合を含む。）は、別記第1号様式により速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度6月30日までに知事に報告しなければならない。この結果、補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を県に納付しなければならない。
- (8) 事業者は、補助金と補助事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした調書を作成し、これを補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかななければならない。

また、事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかななければならない。ただし、補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日又は補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかななければならない。
- (9) 事業者は、事業を行うために締結する契約の相手方及びその関係者から、寄附金等の資金提供を受けてはならない。ただし、共同募金会に対してなされた指定寄附金を除く。
- (10) 事業を行うために建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約

においても、契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせることを承諾してはならない。

(11) 事業者が事業を行うために締結する契約については、一般競争入札に付するなど県が行う契約手続の取扱いに準拠しなければならない。

(12) この補助金の対象経費について、お年玉付郵便葉書等寄附金配分金又は公益財団法人 J K A 若しくは公益財団法人日本財団の補助金の交付を重複して受けてはならない。

2 事業者が前項により付した条件に違反した場合には、この補助金の全部又は一部を取り消すことがある。

(交付申請書の添付書類の様式等)

第7条 規則第4条に規定する補助金交付申請書に添付すべき書類の様式等は、次の表のとおりとする。

書 類	様 式	提 出 部 数	提出期限
施設整備申請額内訳書	別記第2号様式	正本、副本各1部	別に定める 日まで
事業計画	別記第3号様式	正本、副本各1部	

(変更申請手続)

第8条 この補助金の交付決定後の事情の変更により変更交付を申請しようとする場合には、変更交付申請書（別記第4号様式）に前条に規定する書類を添付して、別に指示する期日までに知事に提出しなければならない。

(状況報告)

第9条 施設整備に係る工事に着工したときは別記第5号様式により工事に着工した日から7日以内に、工事進捗状況については別記第6号様式により毎年度12月末日現在の状況を翌月10日までに知事に報告するものとする。

(実績報告書の添付書類の様式等)

第10条 規則第13条に規定する実績報告書に添付すべき書類の様式等は、次の表のとおりとする。

書 類	様 式	提 出 部 数
施設整備精算額内訳書	別記第7号様式	正本、副本各1部
事業実績書	別記第8号様式	正本、副本各1部
設置主体の歳入歳出決算書 (見込書)抄本	任意様式	2部

- 2 事業者は、前項の書類を、事業の完了の日から起算して20日を経過した日（第6条第1項第3号の規定により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から20日を経過した日）又は事業の完了した日の属する年度の翌年度4月5日のいずれか早い日までに知事に提出しなければならない。

（その他）

第11条 特別の事情により第5条及び第7条から第10条までの規定に定める算定方法又は手続によることができない場合には、あらかじめ知事の承認を受けてその定めるところによるものとする。

- 2 前項に定める手続にもかかわらず、事業者は、緊急の必要がある場合その他やむを得ない事情により、交付決定前に事業に着手しようとするときは、交付決定前着手届（別記第9号様式）を遅滞なく知事に提出しなければならない。

附 則

- 1 この要綱は、平成10年2月6日から施行し、平成9年度の負担（補助）金から適用する。
- 2 和歌山県社会福祉施設等施設整備費及び社会福祉施設設備整備費負担（補助）金交付要綱（平成4年11月6日制定）は廃止する。

附 則

この要綱は、平成11年3月26日から施行し、平成10年度の負担（補助）金から適用する。

附 則

この要綱は、平成11年3月31日から施行し、平成10年度の負担（補助）金から適用する。

附 則

この要綱は、平成12年2月24日から施行し、平成11年度の負担（補助）金から適用する。

附 則

この要綱は、平成12年3月31日から施行し、改正後の和歌山県社会福祉施設等施設整備費及び社会福祉施設等設備整備費負担（補助）金交付要綱の規定は、平成11年度の負担（補助）金から適用する。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年2月6日から施行し、改正後の和歌山県社会福祉施設等施設整備費及び社会福祉施設等設備整備費負担（補助）金交付要綱の規定は、平成12年度の負担（補助）金から適用する。

附 則

この要綱は、平成13年3月30日から施行し、改正後の和歌山県社会福祉施設等施設整備費及び社会福祉施設等設備整備費負担（補助）金交付要綱の規定は、平成12年6月7日から適用する。ただし、第3条及び第4条第1項第5号の改正規定は、平成12年11月22日から、第5条第1項第5号及び別表の改正規定中

「厚生大臣」を「厚生労働大臣」に改正する部分は平成13年1月6日から適用する。

附 則

この要綱は、平成14年3月7日から施行し、改正後の和歌山県社会福祉施設等施設整備費及び社会福祉施設等設備整備費負担（補助）金交付要綱の規定は、平成13年度の負担（補助）金から適用する。

附 則

この要綱は、平成15年3月25日から施行し、改正後の和歌山県社会福祉施設等施設整備費及び社会福祉施設等設備整備費負担（補助）金交付要綱の規定は、平成14年度の負担（補助）金から適用する。

附 則

この要綱は、平成16年3月30日から施行し、改正後の和歌山県社会福祉施設等施設整備費及び社会福祉施設等設備整備費負担（補助）金交付要綱の規定は、平成15年度の負担（補助）金から適用する。

附 則

この要綱は、平成17年3月14日から施行し、改正後の和歌山県社会福祉施設等施設整備費及び社会福祉施設等設備整備費負担（補助）金交付要綱の規定は、平成16年度の負担（補助）金から適用する。

附 則

この要綱は、平成18年3月28日から施行し、改正後の和歌山県社会福祉施設等施設整備費及び社会福祉施設等設備整備費負担（補助）金交付要綱の規定は、平成17年度の負担（補助）金から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成19年3月16日から施行し、改正後の和歌山県社会福祉施設等施設整備費負担（補助）金交付要綱の規定は、平成18年度の負担（補助）金から適用する。
- 2 この要綱の施行の際現に交付された負担（補助）金の取扱いについては、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成20年2月28日から施行し、改正後の和歌山県社会福祉施設等施設整備費負担（補助）金交付要綱の規定は、平成19年度の負担（補助）金から適用する。
- 2 この要綱の施行の際現に交付された負担（補助）金の取扱いについては、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成21年2月13日から施行し、改正後の和歌山県社会福祉施設等施設整備費負担（補助）金交付要綱の規定は、平成20年度の負担（補助）金から適用する。
- 2 この要綱の施行の際現に交付された負担（補助）金の取扱いについては、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成23年8月26日から施行し、改正後の和歌山県社会福祉施設等施設整備費負担（補助）金交付要綱の規定は、平成23年度の負担（補助）金から適用する。
- 2 この要綱の施行の際現に交付された負担（補助）金の取扱いについては、

なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成24年8月31日から施行し、改正後の和歌山県社会福祉施設等施設整備費補助金交付要綱の規定は、平成24年度の補助金から適用する。
- 2 この要綱の施行の際現に交付された補助金の取扱いについては、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成25年5月2日から施行し、改正後の和歌山県社会福祉施設等施設整備費補助金交付要綱の規定は、平成24年度の補助金から適用する。
- 2 この要綱の施行の際現に交付された補助金の取扱いについては、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成25年7月11日から施行し、改正後の和歌山県社会福祉施設等施設整備費補助金交付要綱の規定は、平成25年度の補助金から適用する。
- 2 この要綱の施行の際現に交付された補助金の取扱いについては、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成26年6月9日から施行し、改正後の和歌山県社会福祉施設等施設整備費補助金交付要綱の規定は、平成26年度の補助金から適用する。
- 2 この要綱の施行の際現に交付された補助金の取扱いについては、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成26年12月8日から施行し、改正後の和歌山県社会福祉施設等施設整備費補助金交付要綱の規定は、平成26年度の補助金から適用する。
- 2 この要綱の施行の際現に交付された補助金の取扱いについては、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成27年11月16日から施行し、改正後の和歌山県社会福祉施設等施設整備費補助金交付要綱の規定は、平成27年度の補助金から適用する。
- 2 この要綱の施行の際現に交付された補助金の取扱いについては、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成28年9月8日から施行し、改正後の和歌山県社会福祉施設等施設整備費補助金交付要綱の規定は、平成28年度の補助金から適用する。
- 2 この要綱の施行の際現に交付された補助金の取扱いについては、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成29年1月4日から施行し、改正後の和歌山県社会福祉施設等施設整備費補助金交付要綱の規定は、平成28年度の補助金から適用する。
- 2 この要綱の施行の際現に交付された補助金の取扱いについては、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成30年3月23日から施行し、改正後の和歌山県社会福祉施設等施設整備費補助金交付要綱の規定は、平成29年度の補助金から適用する。
- 2 この要綱の施行の際現に交付された補助金の取扱いについては、なお従前

の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成30年6月15日から施行し、改正後の和歌山県社会福祉施設等施設整備費補助金交付要綱の規定は、平成30年度の補助金から適用する。
- 2 この要綱の施行の際現に交付された補助金の取扱いについては、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、令和元年8月15日から施行し、改正後の和歌山県社会福祉施設等施設整備費補助金交付要綱の規定は、令和元年度の補助金から適用する。
- 2 この要綱の施行の際現に交付された補助金の取扱いについては、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、令和2年7月1日から施行し、改正後の和歌山県社会福祉施設等施設整備費補助金交付要綱の規定は、令和2年度の補助金から適用する。
- 2 この要綱の施行の際現に交付された補助金の取扱いについては、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行し、改正後の和歌山県社会福祉施設等施設整備費補助金交付要綱の規定は、令和3年度の補助金から適用する。
- 2 この要綱の施行の際現に交付された補助金の取扱いについては、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年8月10日から施行し、改正後の和歌山県社会福祉施設等施設整備費補助金交付要綱の規定は、令和3年度の補助金から適用する。
- 2 この要綱の施行の際現に交付された補助金の取扱いについては、なお従前の例による。

別表（第3条関係）

① 施設の種類	② 設置根拠等	③ 設置者	④ 県費補助率
(1) 保護施設	生活保護法 (昭和25年法律第144号) 第41条	社会福祉法人又は日本赤十字社	3 / 4
(2) 社会事業 授産施設	社会福祉法 (昭和26年法律第45号) 第2条第2項第7号	社会福祉法人	3 / 4
<p>(3) 障害福祉サービス事業所等</p> <p>ア 障害福祉サービス事業所（療養介護を除く。）</p> <p>イ 障害福祉サービス事業所（療養介護に限る。）</p> <p>ウ 障害者支援施設</p>	<p>障害者総合支援法第79条第2項</p> <p>障害者総合支援法第79条第2項</p> <p>障害者総合支援法第83条第4項</p>	<p>障害者総合支援法第79条第2項に基づき事業を実施する法人（社会福祉法人、医療法人、日本赤十字社、公益社団法人、一般社団法人、公益財団法人、一般財団法人、NPO法人、営利法人等。以下「社会福祉法人等」という。）</p> <p>社会福祉法人等</p> <p>地方税法（昭和25年法律第226号）第348条第2項第10の6号及び第10の7号</p>	<p>3 / 4</p> <p>3 / 4</p> <p>3 / 4</p>

		の規定により固定資産税を課されないこととされている法人（社会福祉法人、日本赤十字社、公益社団法人又は公益財団法人等。医療法人を除く。）	
(4) 居宅介護事業所、短期入所事業所、就労定着支援事業所、自立生活援助事業所、共同生活援助事業所及び相談支援事業所	障害者総合支援法第79条第2項	社会福祉法人等	3 / 4
(5) 身体障害者社会参加支援施設	身体障害者福祉法第28条第3項	社会福祉法人	3 / 4
(6) 児童福祉施設等 ア 障害児入所施設	児童福祉法（昭和22年法律第164号）第35条第4項	社会福祉法人又は日本赤十字社若しくは公益社団法人又は公益財団法人	3 / 4
イ 児童発達支援センター	児童福祉法第35条第4項	社会福祉法人等	3 / 4
ウ 児童発達支援事業所、放課後等デイサービス事業所	児童福祉法第34条の3第2項	社会福祉法人等	3 / 4

(7) 居宅訪問型児童発達支援事業所、保育所等訪問支援事業所及び障害児相談支援事業所	児童福祉法第34条の3第2項	社会福祉法人等	3 / 4
(8) 福祉ホーム	障害者総合支援法第79条第2項	社会福祉法人等	3 / 4
(9) 応急仮設施設	平成17年10月5日社援発第1005010号厚生労働省社会・援護局長通知「社会福祉施設等における応急仮設施設整備の国庫補助の取扱いについて」	この表中の施設の種類ごとに定められている設置者	3 / 4
(10) 無料低額宿泊所	社会福祉法第2条第3項第8号	社会福祉法人等	3 / 4
(11) 日常生活支援住居施設	生活保護法第30条	社会福祉法人等	3 / 4
(12) その他施設	別途厚生労働大臣が定める基準等	社会福祉法人又は日本赤十字社	3 / 4